

〒780-8571

高知市本町5丁目1-45 第二庁舎2階

高知市商工振興課

直通 TEL 088-823-9375

FAX 088-823-4024

E-mail : kc-151705@city.kochi.lg.jp

高知市商工振興課

「高知市学生活動交流館利用願」に必要事項を記入の上、FAXまたはEメールで、または直持ちでお申し込みください。お電話での予約は行っておりません。記入された利用願が届いて内容の確認等を行い利用が可能な場合、承諾書の交付を行います。承諾書の交付を行った時点で予約受付完了になります。利用願のFAXを送信されましたら、必ず送信確認のお電話をお願いします。

### 学生活動交流館の利用について

#### ○利用について

学生活動交流館は、主に学生グループを対象として地域活動や交流の場を提供し、自己研鑽に励むことや街の賑わいの創出を図っていきこうという場です。そのため利用目的等により利用を承諾許可できない場合がありますので、内容を詳しく(講師名や説明会・サークル活動の内容、入場料の有無(入場料は徴することができません)など)利用願に記入してください。

#### ○予約時期

予約は、利用予定月の1日の2カ月前から先着順で行うことができます。利用は、学生枠と文化枠を設けていますが、1カ月前になっても予約がされていない場合は、双方の枠を解除することとなります。なお、一部市主催行事等につきましては、先行して予約済みとなる場合がありますのでご了承ください。

#### ○利用目的

学生の皆さんの地域でのボランティア活動やまちづくり活動の拠点としての利用、作品の展示、セミナー、会議及び販売実習(営利目的は含まない)等の場として利用できます。また、文化・芸術グループの皆さんの作品展示及び地域商店街振興組合の商店街振興事業の場としても利用が可能です。

ただし、学生の皆さんの営利目的の販売や文化・芸術グループの皆さんの販売活動は行うことができません。また、政党、宗教活動及びこれらに関連する活動や行事には利用できません。

#### ○貸し出し対象

- (1) 県内大学生、県内短大生、県内専門学校・専修学校生及び県内高校生で団体またはグループ
- (2) 県内の文化・芸術に関する団体またはグループ
- (3) 地域の商店街振興組合
- (4) その他市長が特に認める場合

#### ○利用料金

利用料金は、無料です。

## ○休館日等

水曜日は、休館日です。また、年末・年始及びその他市長が定める日が休館となります。利用可能時間は原則として午前10時～午後6時までとなります。また、利用日のみの開館となります。時間は、準備および（催し終了後）室内を原状に復し退出するまでの時間を含んでいますのでご注意ください

## ○予約者の入館

館には、常駐の職員はいません。商店街内に鍵の保管者がいますので、鍵を借りて入館・退館を行ってください。詳細は、予約時に説明いたします。

## ○館の利用の注意事項

館の利用はセルフサービスです。利用当日の机や椅子、そのほか備品の準備・操作・後片づけ、清掃等は許可を受けた利用者が責任をもって行い、発生したゴミ類は利用者でお持ち帰りください。

屋外に机や看板を設置することや所定の場所以外への張り紙等は、館の管理上お断りしていますのでご理解ください。

利用許可を受けた者は、必ず予め避難口・防火設備を確認及び避難誘導方法を把握して防火管理に努めるとともに、第三者を入館させる場合においては、利用許可を受けた者が責任をもって安全確保を行ってください。火災等の事態が発生した場合は、初期消火、通報、避難・避難誘導等、適正な対応を行ってください。

館で行う行事についてチラシを作成される場合は、問合せ先を必ず載せてください。問合せ先に、高知市の電話番号は載せないで下さい。また、チラシを作成された場合は、市商工振興課にも一部FAXまたは郵送等で提出して下さい。

## ○報告の義務

館の設置趣旨のため、利用者は、利用報告書を提出いただくこととしております。利用完了後に所定の様式にて市へ提出してください。

## ○予約・利用の取り消し

- (1) 利用者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、館の予約を取り消し、もしくは利用を中止させます。
- (2) 館の利用願の記載と違う利用方法や著しく館利用の目的にふさわしくない利用が判明したときは、利用承諾後においても館の利用承諾を取り消す場合があります。この場合における館利用承諾者に発生するいかなる損失や不利益に対して市は責任を負いません。
- (3) 館の維持が困難となったときは、利用承諾後においても館の利用承諾を取り消す、もしくは新たに設置する館へ利用を変更する場合があります。いずれの場合においても、館利用承諾者に発生するいかなる損失や不利益に対して市は責任を負いませんので予めご承知ください。

## ○その他

館は、全館禁煙で、原則として飲食はできません。また、火気類の使用や周辺に影響のある音響設備、楽器類の使用はできません。その他自己の安全管理・館の備品の取り扱いや安全管理等には十分ご注意ください。ルールが守られない場合は、利用承諾を取り消す場合や過失に対しては、弁償責任が発生しますのでご了承ください。

第1号様式

高知市学生生活動交流館利用願

申請日 令和 年 月 日

高知市長様

高知市学生生活動交流館事業実施要綱に従い、次のとおり利用したいので申請します。

利用申請番号

確認署名 又は押印	
--------------	--

申請者	学校名及び団体名
	住所 〒  TEL
	代表者名  FAX
利用責任者	住所 〒  TEL
	氏名  携帯
利用人数	名
利用目的 (行事名・内容)	
利用希望日	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
利用備品	

決裁	係	係長	課長補佐	課長